



社保通信をお届けします。P1～2…………… 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

- ・6月1日(日)歯科外来・在宅ベースアップ評価料施設基準に関する「第3回相談会」を開催いたします。(詳細につきましては、先日伝達いたしました検討委員会からのお知らせをご確認下さい。)
- ・令和7年6月から歯科鑄造用金銀パラジウム合金の告示価格が1グラム(3,299円)と現在より69円上げられます。
- ・施設基準の経過措置が令和7年5月31日をもって終了となります。
該当は「口管強」「外安全」「外感染」となります。
届出を行っていない医療機関は、**必ず期日内に再度の届出を行ってください。**

社保委員会のひとこと

昨年6月の診療報酬改定で大多数の先生が「か強診」から「口管強」へ、「外来環」から「外安全」「外感染」への届出を行っていると思いますが、まだの先生はなるべく早めに届出を行うようにしてください。

- ・自ら管理するホームページを有する医療機関は施設基準の届出事項等をウェブサイトに掲載しなければならないこととなっております。
経過措置は令和7年5月31日までとなっております。
今一度、ご自身の医療機関の届出忘れがないか必ずご確認ください。
- ・県歯ホームページに下記伝達事項をアップロードしております。
ご確認ください。

○施設基準の届出及び算定ポイント(日本歯科医師会)
～令和7年5月31日で経過措置が終了する各項目に対する対応等～

○顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について

- ・P基検・P精検・SPT等とのP病名の歯数の不一致が散見されますのでご留意下さい。
検査時のP病名の歯数となるように算定してください。

社保委員会のひとこと

同月内においてP検査後にP病名に含まれている歯を抜歯した場合、レセコンによっては抜歯部位がP病名から抜け落ちる場合があるので、P検査時の歯数を病名欄に記載してください。

- ・義歯破損により、1日目に口腔内で義歯床の破折を修理して同時にクラスプ作製のための印象を行い、2日目にクラスプをセットした場合は、1日目と2日目の2回義歯修理の算定が可能です。
※2日目にクラスプの算定のみで義歯修理の算定漏れが散見されますのでご注意ください。

(例)「7652＋24567 義歯破損」「4 クラスプ破損」
1日目：義歯修理(直接法にて)＋クラスプ除去
＋義歯修理の印象・BT(クラスプ作製のため)

2日目：義歯修理＋クラスプ

社保委員会のひとこと

(例)の1日目に間接法にて義歯修理を行った場合、印象、BT が算定できるので、1日目は義歯破損の印象・BT、クラスプ作製の印象・BT の算定が可能です。この場合、摘要欄に長時間待機を忘れないようにしてください。

- ・口腔機能指導加算は歯科衛生実地指導料に対する加算(+12点)ですが、口腔機能発達不全症、口腔機能低下症と確定診断ができない場合でも口腔機能管理の必要性がある場合、口腔機能指導加算の算定は可となります。

この場合の病名は「口腔機能管理中」となります。

「口腔機能管理中」病名だけで検査(小児口唇閉鎖力検査、口腔細菌定量検査2、咬合圧検査1、舌圧検査、咀嚼能力検査1)は算定不可となります。「口腔機能発達不全症の疑い」あるいは「口腔機能発達不全症」、また「口腔機能低下症の疑い」あるいは「口腔機能低下症」の病名が検査には必要ですのでご注意ください。

社保委員会のひとこと

「口腔機能発達不全症」、「口腔機能低下症」ともにチェックリストで診断基準に達しない場合、「口腔機能管理中」となります。検査機器がない場合でも病名をつけることができます。

- ・処方料と処方箋料の同時の算定は不可となります。
院内と院外あわせて処方する場合(院内に薬があるものかないものがある、緊急に鎮痛薬を処方した等)は、処方箋料と薬剤料のみとなります。(処方料・調剤料・薬情の算定は不可)